

# 1. 職員の任免および職員数に関する状況

## (1) 職員の任用状況(採用試験による平成24年度中の採用者数)

一般事務：17人  
建築技師：1人  
保健師：2人

## (2) 職員の退職者数(平成24年度中)

定年退職：37人  
勲奨退職：8人  
普通退職：6人  
その他：2人

## (3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門別職員数の状況と主な増減理由一覧

| 区分      | 部門            | 平成24年度         | 平成25年度         | 対前年増減数<br>(無印は増、▲は減) | 主な増減理由   |
|---------|---------------|----------------|----------------|----------------------|--|
| 一般行政    | 議会            | 8人             | 8人             | 0人                   |  |
| 一般行政    | 総務企画          | 145人           | 140人           | ▲5人                  | 育児休業取得者の減員などによる減   |
| 一般行政    | 税務            | 64人            | 64人            | 0人                   |  |
| 一般行政    | 民生            | 162人           | 161人           | ▲1人                  | 民間移譲による保育園職員の減   |
| 一般行政    | 衛生            | 63人            | 65人            | 2人                   | 放射能対策課の新設による増  |
| 一般行政    | 労働            | 3人             | 4人             | 1人                   | 労働関係事務量の増加による増   |
| 一般行政    | 農林            | 45人            | 43人            | ▲2人                  | 農業公社への派遣引上げによる減  |
| 一般行政    | 商工            | 17人            | 18人            | 1人                   | 政策審議監の配置による増   |
| 一般行政    | 土木            | 77人            | 72人            | ▲5人                  | 道路維持業務の民間委託による減  |
| 一般行政    | 小計(1)         | 584人           | 575人           | ▲9人                  | 参考(平成24年4月1日現在)<br>人口1,000人当たり職員数4.98人<br>(類似団体の人口1,000人当たり職員数4.79人) |
| 特別行政    | 教育            | 140人           | 135人           | ▲5人                  | 学校給食調理場業務の民間委託による減   |
| 特別行政    | 小計(2)         | 140人           | 135人           | ▲5人                  |  |
| 普通会計    | [ (1) + (2) ] | 724人           | 710人           | ▲14人                 | 参考(平成24年4月1日現在)<br>人口1,000人当たり職員数6.18人<br>(類似団体の人口1,000人当たり職員数6.63人) |
| 公営企業等会計 | 水道            | 29人            | 27人            | ▲2人                  | 黒磯事業所長の兼務などによる減  |
| 公営企業等会計 | 下水道           | 20人            | 19人            | ▲1人                  | 担当が一般会計区分へ移動したことによる減   |
| 公営企業等会計 | その他           | 38人            | 38人            | 0人                   |  |
| 公営企業等会計 | 小計(3)         | 87人            | 84人            | ▲3人                  |  |
| 合計      | [(1)+(2)+(3)] | 811人<br>[905]人 | 794人<br>[828]人 | ▲17人                 | 参考(平成24年4月1日現在)<br>人口1,000人当たり職員数6.92人                               |

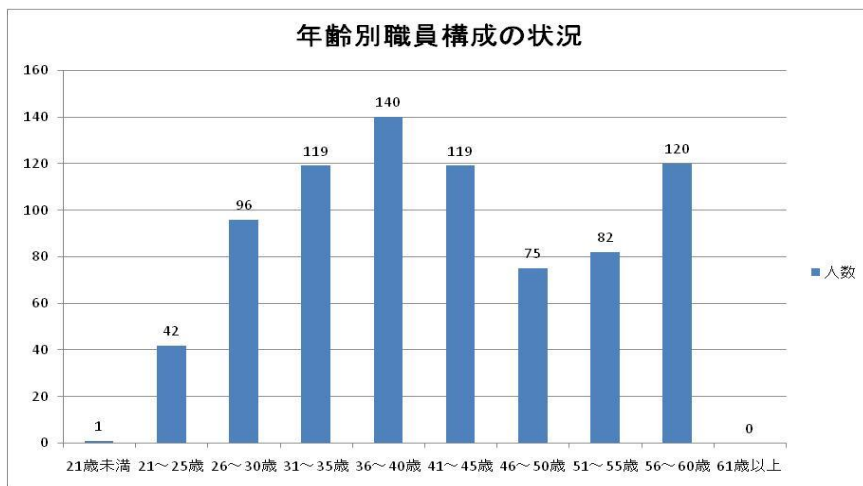
(注)

職員数は、一般職に属する職員数であり、市長、副市長、特別地方公共団体への派遣職員は含みません。

[ ] 内は、条例定数の合計です。

類似団体の職員数は、平成24年4月1日現在の「類似団体別職員数の状況(総務省自治行政局公務員部給与能率推進室)」より算出

**(4) 年齢別職員構成の状況(平成25年4月1日現在)**



年齢別職員構成一覧表

| 区分      | 職員数  |
|---------|------|
| 21歳未満   | 1人   |
| 21歳～25歳 | 42人  |
| 26歳～30歳 | 96人  |
| 31歳～35歳 | 119人 |
| 36歳～40歳 | 140人 |
| 41歳～45歳 | 119人 |
| 46歳～50歳 | 75人  |
| 51歳～55歳 | 82人  |
| 56歳～60歳 | 120人 |
| 61歳以上   | 0人   |
| 計       | 794人 |

**(5) 定員適正化計画の数値目標および進捗状況(平成25年4月1日現在)**

定員適正化数値目標

平成24年4月1日職員数：813人  
 平成28年4月1日職員数：784人  
 純減数：29人  
 純減率：3.6%

定員適正化計画の年次別目標 (各年4月1日現在)

定員適正化計画の年次別目標一覧

| 期日        | 目標   | 実績   |
|-----------|------|------|
| 平成24年4月1日 | 813人 | 812人 |
| 平成25年4月1日 | 803人 | 795人 |
| 平成26年4月1日 | 801人 | -人   |
| 平成27年4月1日 | 795人 | -人   |
| 平成28年4月1日 | 784人 | -人   |

(注)職員数実績欄の平成24年4月1日の812人及び平成25年4月1日の795人には、栃木県からの派遣職員1人を含みます。

## 2.職員の給与などの状況

### 総括

#### (1)人件費の状況(普通会計決算)(注1)

人件費の状況一覧表

| 区分                         | 平成23年度        |
|----------------------------|---------------|
| 住民基本台帳人口<br>(平成24年3月31日現在) | 117,179 人     |
| 歳出額(A)                     | 43,572,015 千円 |
| 実質収支                       | 1,556,288 千円  |
| 人件費(B)                     | 6,623,596 千円  |
| 人件費率(B÷A)                  | 15.2%         |
| (参考)平成22年度の人件費率            | 15.6%         |

(注)

普通会計決算とは「地方財政状況調査」の区分による普通会計に属する決算

#### (2)職員給与費の状況(普通会計予算)

職員給与費の状況一覧表

| 区分             | 平成25年度       |
|----------------|--------------|
| 職員数(A)         | 715 人        |
| 給料(1)          | 2,745,560 千円 |
| 職員手当(2)        | 562,421 千円   |
| 期末勤勉手当(3)      | 1,004,192 千円 |
| 給与費(1+2+3)〈B〉  | 4,312,173 千円 |
| 1人当たりの給与額(B÷A) | 6,031 千円     |

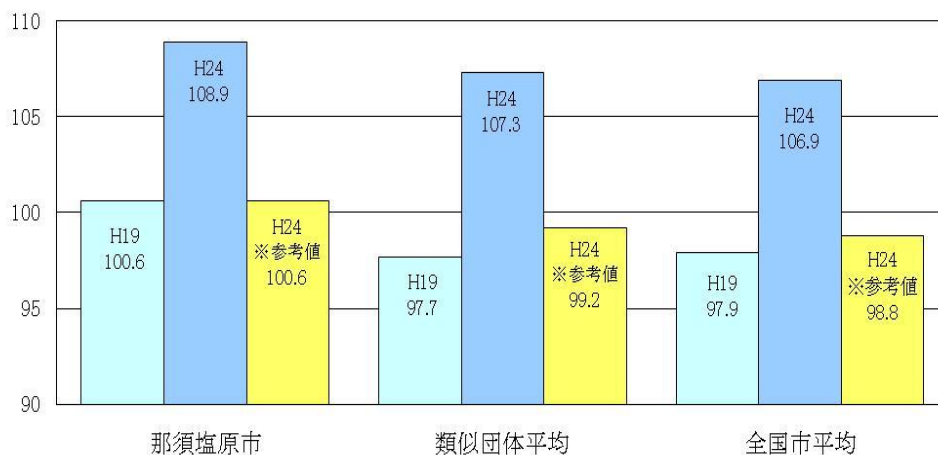
(注)

- 職員手当には退職手当を含みません。
- 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3)特記事項

平成17年1月1日合併

#### (4)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)

- ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
- 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の数値です。

## 職員の平均給与月額、初任給などの状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在)

一般行政職の状況表

| 区分     | 那須塩原市     |
|--------|-----------|
| 平均年齢   | 42.1 歳    |
| 平均給料月額 | 325,700 円 |
| 平均給与月額 | 397,100 円 |

技能労務職の状況表

| 区分     | 那須塩原市     |
|--------|-----------|
| 平均年齢   | 49.4 歳    |
| 平均給料月額 | 315,900 円 |
| 平均給与月額 | 337,800 円 |

(注)

1. 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです

### (2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

那須塩原市の職員の初任給の状況表

| 区分        | 初任給       | 2年後の給料    |
|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 大学卒 | 172,200 円 | 185,800 円 |
| 一般行政職 高校卒 | 144,500 円 | 155,700 円 |
| 技能労務職 高校卒 | 137,200 円 | 146,700 円 |
| 技能労務職 中学卒 | 129,200 円 | 137,200 円 |

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況表

| 区分        | 経験年数10年   | 経験年数15年   | 経験年数20年   |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 大学卒 | 260,100 円 | 316,944 円 | 368,120 円 |
| 一般行政職 高校卒 | 222,000 円 | 267,700 円 | 326,083 円 |
| 技能労務職 高校卒 | — 円       | 252,600 円 | 286,750 円 |
| 技能労務職 中学卒 | — 円       | — 円       | — 円       |

(注)

表中の「—」は、該当する職員がない階層です。

## 一般行政職の級別職員数等の状況

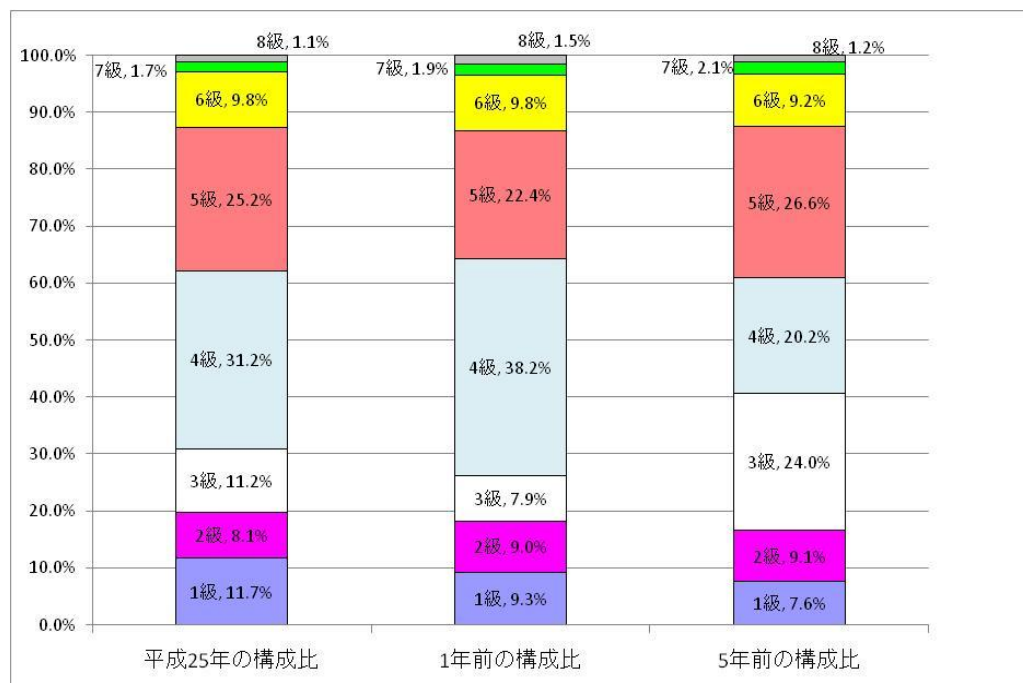
### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

一般行政職の級別職員数一覧表

| 区分 | 職名   | 職員数  | 構成比   |
|----|--|------|-------|
| 8級 | 参事   | 6人   | 1.1%  |
| 7級 | 参事<br>困難な業務を分掌する副参事                        | 9人   | 1.7%  |
| 6級 | 参事<br>困難な業務を分掌する主幹                         | 51人  | 9.8%  |
| 5級 | 主幹<br>副主幹                                  | 131人 | 25.2% |
| 4級 | 主査   | 162人 | 31.2% |
| 3級 | 主任   | 58人  | 11.2% |
| 2級 | 困難な業務を分掌する主事、技師、保健師、<br>看護師、准看護師、保育士、管理栄養士 | 42人  | 8.1%  |
| 1級 | 主事、技師、保健師、看護師、准看護師、<br>保育士、管理栄養士           | 61人  | 11.7% |

(注)  
那須塩原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

一般行政職の級別職員数の棒グラフ



## 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当(平成24年度支給割合)

那須塩原市の期末手当・勤勉手当

| 時期   | 期末手当     | 勤勉手当     |
|------|----------|----------|
| 6月期  | 1.225 月分 | 0.675 月分 |
| 12月期 | 1.375 月分 | 0.675 月分 |
| 合計   | 2.6 月分   | 1.35 月分  |

加算措置の状況

職制上の段階、職務の級等による加算措置

役職加算 5%から20%

### (2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

那須塩原市の退職手当一覧表

| 区分  | 自己都合      | 勸奨・定年      |
|---|-----------|------------|
| 勤続20年   | 23.03 月分  | 28.7875 月分 |
| 勤続25年   | 32.83 月分  | 38.955 月分  |
| 勤続35年   | 46.55 月分  | 55.86 月分   |
| 最高限度額   | 55.86 月分  | 55.86 月分   |
| その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)<br>1人当たり平均支給額 | 17,693 千円 | 26,207 千円  |

(注)

退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した一般職に係る職員に支給された平均額です。

### (3) 調整手当(平成25年4月1日現在)

調整手当の支給はありません。

### (4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成23年度決算)

804 千円

支給職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)

17,096 円

職員全体に占める手当支給職員の割合(平成23年度)

6.4 %

手当の種類(手当数)

6

特殊勤務手当一覧表

| 手当の名称          | 主な支給対象職員              | 主な支給対象業務       | 左記職員に対する支給単価 |
|----------------|-----------------------|----------------|--------------|
| 動産差押及び強制執行業務手当 | 市税徴収に従事する職員           | 動産差押           | 日額 500 円     |
| 感染症予防手当        | 保健業務従事職員              | 感染症予防のための消毒作業  | 日額 500 円     |
| 行旅死亡人等の収容作業手当  | 福祉事務所に従事する職員          | 行旅病人の収容作業      | 日額 1,000 円   |
|                | 福祉事務所に従事する職員          | 行旅死亡人の収容作業     | 1回 6,500 円   |
| ごみ収集作業手当       | 清掃センターに従事する職員         | 粗大ごみの収集作業      | 日額 500 円     |
|                | 不法投棄物の回収作業に従事する職員     | 不法投棄物の回収作業     | 日額 500 円     |
| 危険不快作業手当       | 高所深所作業に従事する職員         | 高所深所での不安定な作業   | 日額 500 円     |
|                | 夜間の除雪、災害予防作業等に従事する職員  | 夜間の除雪、災害予防作業等  | 日額 500 円     |
|                | 清掃センターに従事する職員         | 野犬猫の捕獲、死体処理    | 日額 500 円     |
| 非常災害業務手当       | 災害現場において救護及び復旧に従事する職員 | 災害現場における救護及び復旧 | 市長が別に定める額    |

## (5) 時間外勤務手当

時間外勤務手当表

| 支給実績                     | 職員1人当たり平均支給年額        |
|--------------------------|----------------------|
| (平成23年度決算)<br>206,458 千円 | (平成23年度決算)<br>281 千円 |

## (6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

その他の手当表

| 手当名        | 内容及び支給単価   | 国の制度との異同     | 支給実績<br>(平成23年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額<br>(平成23年度決算) |
|------------|--|--------------|--------------------|-------------------------------|
| 扶養手当       | 配偶者 月額 13,000円   | 同            | 71,156 千円          | 214,324 円                     |
|            | 配偶者以外 月額 6,500円  |              |                    |                               |
|            | 16歳から22歳までの子 月額 5,000円<br>加算   |              |                    |                               |
| 住居手当       | 貸家 月額27,000円以内   | 同            | 27,661 千円          | 263,438 円                     |
| 通勤手当       | 交通機関利用 運賃額<br>交通用具利用 通勤距離に応じ   | 異<br>通勤距離の区分 | 42,088 千円          | 67,665 円                      |
| 管理職手当      | 部長 76,000円<br>支所長 68,000円<br>課長 58,000円<br>施設長 40,000円                         | 異<br>手当額     | 75,259 千円          | 570,146 円                     |
| 休日勤務手当     | 休日の勤務 1時間当たり給料の135%  | 同            | 0 千円               | 0 円                           |
| 宿日直手当      | 宿日直勤務 1回 4,200円  | 同            | 2,180 千円           | 6,468 円                       |
| 寒冷地手当      | 寒冷地に勤務する職<br>員<br>世帯主で扶養あり 月額 17,800円<br>世帯主で扶養無し 月額 10,200円<br>上記以外 月額 7,360円 | 同            | 4,113 千円           | 57,927 円                      |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員が緊急に週休日、休日に勤務したとき  | 同            | 0 千円               | 0 円                           |

### 3.特別職の報酬などの状況

特別職の報酬一覧表(平成25年4月1日現在)

| 報酬内容 | 区分  | 給料月額等  |
|------|-----|--|
| 給料   | 市長  | 672,000 円 (※1) 960,000 円                     |
| 給料   | 副市長 | 641,750 円 (※1) 755,000 円                     |
| 報酬   | 議長  | 480,000 円                                    |
| 報酬   | 副議長 | 390,000 円                                    |
| 報酬   | 議員  | 355,000 円                                    |
| 期末手当 | 市長  | (平成24年度支給割合)2.95月分                           |
| 期末手当 | 副市長 | (平成24年度支給割合)2.95月分                           |
| 期末手当 | 議長  | (平成24年度支給割合)2.95月分                           |
| 期末手当 | 副議長 | (平成24年度支給割合)2.95月分                           |
| 期末手当 | 議員  | (平成24年度支給割合)2.95月分                           |
| 退職手当 | 市長  | (算定方式)給料月額×100分の42×在職月数(※2)<br>(支給時期)任期ごとに支給 |
| 退職手当 | 副市長 | (算定方式)給料月額×100分の25×在職月数<br>(支給時期)任期ごとに支給     |

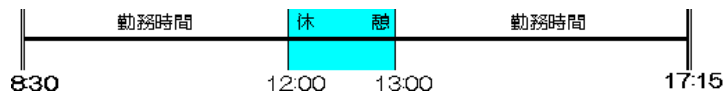
(注)

(※1)減額措置を行う前の給料月額です。

(※2)退職時の給料月額は1円となります。

### 4.勤務時間の状況

(平成25年4月1日現在)



勤務時間: 7時間45分勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)  
休憩: 正午から午後1時まで



## 5.休暇の状況

### (1)年次有給休暇取得状況(平成24年度)

平均取得日数:12.1日

市長部局の一般職に属する職員(中途退職者、育児休業取得者などを除く)

### (2)休暇の種類

#### 年次有給休暇

一年度につき20日間で与えられる休暇(前年度からの繰り越しを含めて、一年度につき40日間を限度)

#### 病気休暇

疾病・負傷で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇(期間は90日以内)

#### 特別休暇

結婚、出産、ボランティア、忌引、夏季休暇など特別の事由により勤務しないことが相当と認められる場合の休暇(期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間)

#### 介護休暇

配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護のために勤務しないことが相当と認められる場合の休暇(期間はそれぞれ条例で定められた日数、期間)

#### 組合休暇

労働組合の業務または活動に従事するために認められる休暇(期間は1年につき30日以内)

### (3)育児休業および介護休暇の取得状況(平成23年度中に新たに取得したもの)

育児休業

女性職員:7人

男性職員:0人

介護休暇

女性職員:1人

男性職員:0人

## 6.職員の分限状況および懲戒処分の状況

### (1)分限処分(平成24年度)

#### 分限処分の状況

休職：5人

公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的から、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し降任、免職 および休職の処分を行うものです。

### (2)懲戒処分(平成24年度)

#### 懲戒処分の状況

停職：2人

職員の執行上の義務違反や全体の奉仕者としてのふさわしくない非行があった場合、地方公務員法の規定に基づき、職員に対し戒告、減給、停職および免職の処分を行うものです。

## 7.営利企業などの従事の状況

平成24年度中の許可件数は、下表のとおりです。

営利企業などの従事一覧表

| 区 分     | 件 数 |
|---------|-----|
| 農業      | 2 件 |
| 機能別消防団員 | 1 件 |
| その他     | 2 件 |
| 計       | 5 件 |

## 8.職員の研修の実施状況

平成24年度中の受講件数は、下表のとおりです。

職員の研修の実施状況一覧表

| 区 分                 | 受講人数  |
|---------------------|-------|
| 那須地区広域行政事務組合による共同研修 | 342 人 |
| 栃木県市町村振興協会研修        | 85 人  |
| 日本経営協会研修            | 17 人  |
| 市町村アカデミー研修          | 3 人   |
| 県合同研修               | 6 人   |
| 市単独研修               | 215 人 |
| 計                   | 668 人 |

## 9.職員の福祉および利益の保護の状況

### (1)職員の健康の保持増進対策(平成24年度受診者数)

平成24年度の健康診断等受診者数

| 区 分            | 対象者         | 受診者数等 |
|----------------|-------------|-------|
| 定期健康診断         | 全職員（臨時職員含む） | 619 人 |
| 人間ドック          | 30歳以上の職員    | 457 人 |
| 脳健診            | 30歳以上の職員    | 302 人 |
| メンタルヘルスカウンセリング | 全職員         | 69 人  |
| メンタルヘルス研修会     | 全職員         | 93 人  |

### (2)災害補償の実施状況

地方公務員災害補償基金に加入しており、平成24年度中7件が公務災害として認定されています。

## 10.勤務状況に関する措置の要求の状況

平成24年度中に新たな措置要求はありませんでした。

地方公務員法で職員は、給与、勤務時間、その他の勤務条件に関し、公平委員会に市から適当な措置が執られるべきことを要求することができることになっています。

## 11.不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成24年度中に新たな不服申し立てはありませんでした。

地方公務員法で職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立て（審査請求または異議申し立て）をすることができることになっています。

## 12.職員からの苦情処理の状況

平成24年度中に2件の苦情処理がありました。

那須塩原市職員の苦情相談に関する要綱に基づいて相談がなされ、処理したものです。